

誰もが活躍できる 協働社会の実現に向けて

公共的活動と協働を
進めよう
応援しよう





いま、なぜ協働なの？

公共って行政の仕事なのに…
なぜ私たち県民が
公共的活動をするの？

社会情勢の変化により、公共的な課題やニーズが多様化・複雑化する中、地域の活力の維持や質の高い課題解決のためには、行政が単独で取り組むだけでなく、住民、NPO、企業など多様な主体が共に活動し、社会を創っていくことが必要になっているからです。

社会情勢の変化

少子高齢化 人口減少
経済の成熟化

ライフスタイルの変化
価値観の多様化

地方分権

- ・生産労働力の低下
- ・社会保障費の増大
- ・税収の減少

- ・コミュニティの弱体化
- ・地域の担い手の不足
- ・ニーズの多様化

- ・自己決定、自己責任、
住民自治の広がり

そこに暮らす県民が充足感を持てる地域づくりが必要！
それぞれの主体が単独でできないことは力を合わせて！
個別の課題にきめ細かな対応を！

関係者が持てる長所や知恵を活かし合って、協働して、課題を解決



※山岡義則 編著「NPO基礎講座」から一部加工

協働って？

共通の目的の実現のため、関係する人や団体が、それぞれの特性を理解し、互いの得意とすることや持っているものを活かして、協力・協調しながら取り組むことをいいます。

新しい公共って？

県民の参加と選択のもと、行政とNPOや、企業など民間の主体が協働して公共的なサービスを提供する仕組み、体制、活動をいいます。



だれが協働するの？

協働には、県民、自治会等の地縁組織、NPO等市民活動団体、公益法人、企業、経済団体、大学・学校、行政等、様々な主体が関わります。それぞれが持つ得意分野や知恵、経験を活かし、互いに補完し合いながら、多様できめ細やかな地域のニーズに対応します。



もう始まっています ～私たちの地域の協働事例～



霧ヶ峰では

①関係者が思いを一つにして自然再生

「100年後に美しい霧ヶ峰を残したい。」同じ思いでつながった人や団体がそれぞれの得意分野を活かし、力を合わせて実施している、霧ヶ峰の自然再生と観光振興の取組みです。

小諸駅周辺では

③NPOと行政が協働してタウンマネジメント

歴史的な建造物や美しい町並みを残し活かして、小諸城下町の活性化を図る取組みを、NPOが行政に提案し、両者が協働することにより実現しています。

全県での取組み

⑤流通の仕組みがない信州ジビエのブランド化に向けて

野生鳥獣による農林業・自然環境の被害が拡大する中で、捕獲から獣肉の有効利用に至るまでの仕組みを構築すべく、多様な分野から団体等が幅広く参画し取り組んでいます。

県民の思いをつなぐ

②東日本大震災支援県民本部の取組み

東日本大震災と長野県北部地震の被災地・避難者への「もっと被災者の心に寄り添う支援」、「県民の思いを被災地に届ける支援」を、官民が一体となって実施しました。

長野市松代では

④住民が文化遺産を活用して地域おこし

歴史的文化遺産がありながら、中心市街地から遠くにあることで、地域の活力が低下していた松代において、150人もの住民が主体的に参加、協働して地域おこしを行っています。

木島平村、飯山市、中野市、野沢温泉村では

⑥ひきこもりなどの若者と社会をつなぐ

不登校や引きこもりに対する支援機関が少ない地域において、企業とNPOの協働を契機として、専門家、住民、行政との連携を拡大し、当事者及び保護者への支援体制の整備を進めています。

協働の社会では県民・NPO・企業一みんなが主役です…ところで

NPOって?

non profit organizationを略して
「NPO」(=非営利組織)といいます。

NPOは社会的な使命(ミッション)を目的に掲げ、様々な場で地域の公益的な課題の解決に自立的に取り組む、民間の非営利組織です。

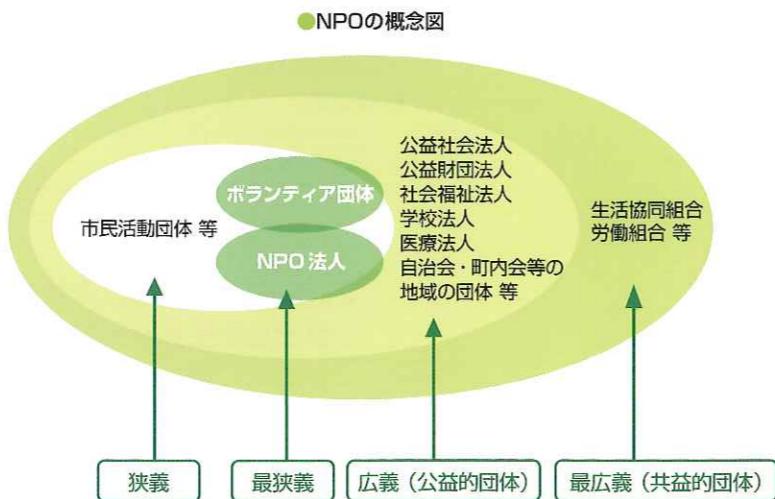
例えば自然エネルギーの普及を行いたいなど、地域や社会の課題に対して、それに関心・関わりを持つ人たちが参加して組織的に取り組み、営利に優先させて社会的ミッションに向けた活動を行う組織です。このミッションを無視して営利を追求する組織はNPOとはいません。



こんなに広い!! NPOの範囲

NPOの概念は幅が広く、NPO法人やボランティア団体など市民活動を行う団体のほかに、公益社団法人・財団法人・社会福祉法人・学校法人などの公益的団体、さらには協同組合や労働組合などの共益的団体もNPOに含まれます。また、住民が地域のために運営し、活動している自治会や町内会などの組織もNPOなのです。

NPO=NPO法人という場合もありますが、これはNPOを最も狭くとらえた場合です。NPO法人は、「特定非営利活動促進法」(NPO法)により認証を受けて設立された法人です。



NPO法人の活動内容は…

活動分野

	主な事業(平成23年度)
① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	○高齢者、障害者の訪問介護・家事援助・配食サービス・移送サービス ○原発事故被災地への医療支援 ○不登校児・不登校経験者のためのフリー・スクールの運営 ○伝統的建造物の保存・調査 ○学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ○農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 ○環境の保全を図る活動 ○災害救援活動 ○地域安全活動 ○人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ○国際協力の活動 ○男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ○子どもの健全育成を図る活動 ○情報化社会の発展を図る活動 ○科学技術の振興を図る活動 ○経済活動の活性化を図る活動 ○職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ○消費者の保護を図る活動 ○上記①から⑯の活動を行う団体への援助等の活動 ○上記①から⑯に準ずる活動として条例で定める活動
② 社会教育の推進を図る活動	○高齢者、障害者の通所介護(宅老所)・グループホームの運営 ○精神障害者の生活支援、家族支援 ○ニート・ひきこもりのカウンセリング・支援 ○後見人・相続・遺言の相談 ○講演会等におけるパソコン要約筆記 ○酒類販売 ○預かり保育 ○不登校児・不登校経験者のためのフリー・スクールの運営 ○自然体験教室の実施 ○郷土文化の継承 ○郷土学習館の管理・運営 ○伝統的建造物の保存・調査 ○町並みの保存・美化 ○都会と農山村の交流 ○田舎暮らし希望者の支援 ○行政計画のプランニング ○イベントの実施
③ まちづくりの推進を図る活動	(特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から追加されました)
④ 観光の振興を図る活動	(特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から追加されました)
⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	○スポーツ教室、文化講演会・展示会、文化体験教室(ダンス、合唱、ヨガ)、登山講習会、福祉コンサート等の開催 ○美術館の管理・運営 ○ユネスコ活動の普及 ○森林の保全(森林整備、間伐・伐採等) ○登山道の整備 ○河川敷の保全 ○水質保全調査の実施 ○リサイクル・リユースの推進(生ゴミの堆肥化)
⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	○水難事故の救助 ○山岳遭難の救助・救援 ○ヘリによるレスキュー ○地すべり防止講座の実施 ○犯罪被害者の支援 ○少年院出院者の支援
⑦ 環境の保全を図る活動	○平和記念展の開催 ○人権相談の実施 ○人権啓発の情報誌の発行 ○人権教育の学習交流 ○隣保館運営の受託 ○市町村姉妹都市等との国際親善交流 ○海外との農業技術交流・協力 ○在日外国人への支援(相談、ガイドの作成等) ○インバウンド関連調査 ○労働相談(セクハラ・賃金等) ○女性就業支援 ○男性の育児講座 ○野外子ども教室の開催 ○子ども劇団の運営 ○外国語教育の実施 ○親子ふれあい教室・子育て情報交換の場の運営 ○チャイルド・ライン運営 ○WEBサイト、ポータルサイトの運営 ○パソコン教室の開催 ○自然エネルギー(太陽光・小水力)の普及 ○経営コンサルティング ○NPO起業の支援 ○商店街活性化の研究 ○経営セミナー ○精神障害者の就労支援 ○就農支援 ○職業能力訓練(PC技術習得) ○無料職業相談 ○高齢者の短期就労のあっせん ○建物に関するトラブルの消費者相談・勉強会 ○人材育成支援 ○財務支援 ○ネットワーク化支援
⑧ 災害救援活動	(特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から追加されました)
⑨ 地域安全活動	(特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から追加されました)
⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	○平和記念展の開催 ○人権相談の実施 ○人権啓発の情報誌の発行 ○人権教育の学習交流 ○隣保館運営の受託 ○市町村姉妹都市等との国際親善交流 ○海外との農業技術交流・協力 ○在日外国人への支援(相談、ガイドの作成等) ○インバウンド関連調査 ○労働相談(セクハラ・賃金等) ○女性就業支援 ○男性の育児講座 ○野外子ども教室の開催 ○子ども劇団の運営 ○外国語教育の実施 ○親子ふれあい教室・子育て情報交換の場の運営 ○チャイルド・ライン運営 ○WEBサイト、ポータルサイトの運営 ○パソコン教室の開催 ○自然エネルギー(太陽光・小水力)の普及 ○経営コンサルティング ○NPO起業の支援 ○商店街活性化の研究 ○経営セミナー ○精神障害者の就労支援 ○就農支援 ○職業能力訓練(PC技術習得) ○無料職業相談 ○高齢者の短期就労のあっせん ○建物に関するトラブルの消費者相談・勉強会 ○人材育成支援 ○財務支援 ○ネットワーク化支援
⑪ 国際協力の活動	(特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から追加されました)
⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	○労働相談(セクハラ・賃金等) ○女性就業支援 ○男性の育児講座 ○野外子ども教室の開催 ○子ども劇団の運営 ○外国語教育の実施 ○親子ふれあい教室・子育て情報交換の場の運営 ○チャイルド・ライン運営 ○WEBサイト、ポータルサイトの運営 ○パソコン教室の開催 ○自然エネルギー(太陽光・小水力)の普及 ○経営コンサルティング ○NPO起業の支援 ○商店街活性化の研究 ○経営セミナー ○精神障害者の就労支援 ○就農支援 ○職業能力訓練(PC技術習得) ○無料職業相談 ○高齢者の短期就労のあっせん ○建物に関するトラブルの消費者相談・勉強会 ○人材育成支援 ○財務支援 ○ネットワーク化支援
⑬ 子どもの健全育成を図る活動	(特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から追加されました)
⑭ 情報化社会の発展を図る活動	○労働相談(セクハラ・賃金等) ○女性就業支援 ○男性の育児講座 ○野外子ども教室の開催 ○子ども劇団の運営 ○外国語教育の実施 ○親子ふれあい教室・子育て情報交換の場の運営 ○チャイルド・ライン運営 ○WEBサイト、ポータルサイトの運営 ○パソコン教室の開催 ○自然エネルギー(太陽光・小水力)の普及 ○経営コンサルティング ○NPO起業の支援 ○商店街活性化の研究 ○経営セミナー ○精神障害者の就労支援 ○就農支援 ○職業能力訓練(PC技術習得) ○無料職業相談 ○高齢者の短期就労のあっせん ○建物に関するトラブルの消費者相談・勉強会 ○人材育成支援 ○財務支援 ○ネットワーク化支援
⑮ 科学技術の振興を図る活動	(特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から追加されました)
⑯ 経済活動の活性化を図る活動	(特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から追加されました)
⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	(特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から追加されました)
⑱ 消費者の保護を図る活動	(特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から追加されました)
⑲ 上記①から⑯の活動を行う団体への援助等の活動	(特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から追加されました)
⑳ 上記①から⑯に準ずる活動として条例で定める活動	(特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から追加されました)

長野県内のNPO法人の現状は?

長野県知事が所管しているNPO法人は、880法人(平成24年3月末現在)で、人口10万人当たりの法人数は、

1位 東京都 2位 京都府 3位 鹿児島県 4位 山梨県 の次に 5位 長野県(40.88法人)です。
長野県はNPO活動に関心が高く活動が活発といえます。



NPO法人は
約35倍に増加

平成10年12月にNPO法がスタートし、平成11年に県内第一号のNPO法人が誕生しました。
この年に設立した法人は25法人。現在は約35倍の880法人が活動しています。

長野県のNPO法人数と認証数の推移

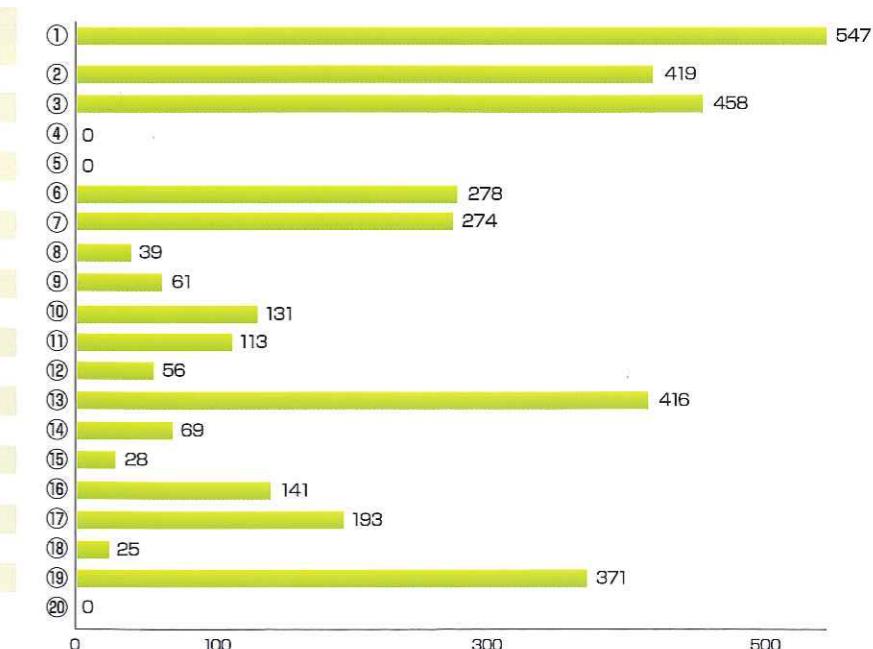


注1)複数の分野で活動する法人が多数あるため、合計は実法人数の合計とは一致しません。

注2)分野④、⑥、⑩は平成24年4月から追加されました。

長野県認証の活動分野別法人数

(平成24年3月末現在)



協働の社会実現のために

協働の種は、身近なところにあります。

いつも気にかかっていること、「なんとかしたい」と思うこと。自分一人ではできないけれど人まかせにはしたくないこと、誰かといっしょに取り組んだらできそうなことが、いろいろあります。形式にとらわれることはありません。同じ意識を持つ人々や団体同士が、気付いたことに地道に取り組む協働もあれば、多くの人々や団体が集まり、地域全体を巻き込んで取り組む協働もあります。取り組みの数だけ協働の形があるのです。まずは始めてみましょう、いっしょに。

協働を進めるために心がけたいこと

●自分たちの力で望む地域を創る=先例を調べてみましょう

- 行政に任せるだけでなく、その場所に特有のニーズに柔軟に応えて、道路を整備したり、環境の美化を図ったりして、住みやすい地域を創り出している先例があります。
- 身近なところで、どんな課題があって、自分たちで何ができるのか、まずは情報収集してみましょう。

●公共的活動に参加しましょう

- NPO活動に参加したことがある人は2割ですが、これから参加したい、機会があれば参加したいと思っている人は5割を超えています。[NPOに関する実態調査(H23.11 長野県実施)]
- 情報収集したら機会を逃さず、自治会、ボランティアなどの市民活動団体、NPOが行っている活動に参加してみましょう。

●公共的活動をするNPOをサポートしましょう

- 直接参加できない事情があっても、資金的な協力によって、公共的活動を応援することもひとつ的方法です。

→NPOへの寄附

NPOへ寄附したことがある人は2割ですが、条件が整えば寄附してもいいという人が7割以上います。平成25年度にスタートする寄附募集の仕組み(右頁※1)では、NPO活動を支える寄附が簡単な方法で気軽にできるようになります。また、認定NPO法人(右頁※2)へ個人が寄附した場合には、所得控除又は税額控除といった税制上の特例措置が受けられます。

→賛助会員などとしての参画

多くのNPO法人では、その法人の活動を賛助する目的で会員となる「賛助会員」の制度を設けています。正会員となるのはちょっとという方は、まずは賛助会員からスタートしてみてはいかがでしょうか。



●協働の担い手となるNPO法人について、設立から運営までに関する相談・助言・講座の開催により支援を行います。

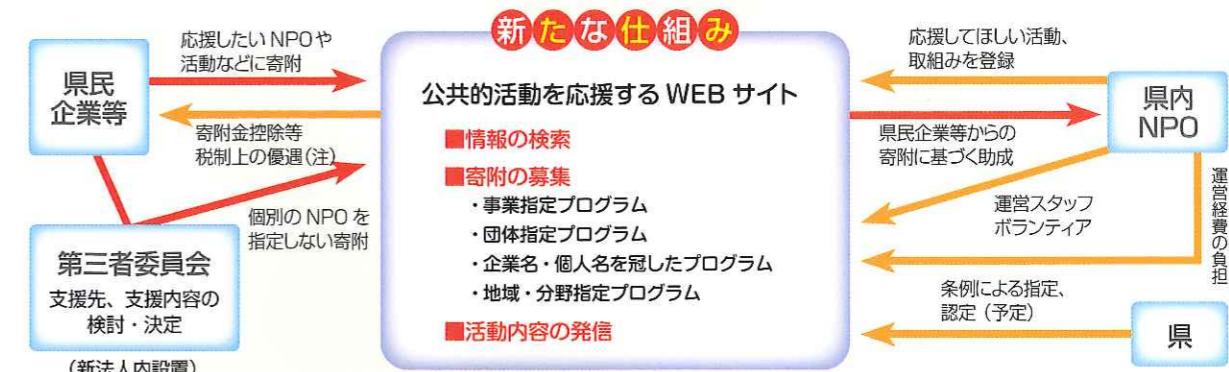
●NPOに対する寄附の拡大を図るため、寄附募集の仕組みの構築や認定NPO法人制度の活用促進を行います。

●新たな協働推進ビジョンを策定し、効果的に協働が進むよう運用するとともに、県と民間の多様な主体との協働のコーディネートを行い、協働による地域づくりを推進します。(効果的な協働のポイントは裏表紙3)

●NPO法人の基本情報や助成金情報など、NPO関連の情報の収集・提供を積極的に行います。

1 寄附募集の仕組みが平成25年度からスタートします

- 寄附者とNPOの思いがつながる新たな仕組みです。
- NPO関係者を中心とした様々な団体の参画を得て設立する、新たなNPO法人が運用します。
- 寄附金の使途が明確です(寄附したい活動を選択でき、寄附を使った活動の結果まで確認できます)
- 手軽に寄附ができます(WEBサイト上で決済できます)
- 寄附者が寄附したいと考えるNPOに迅速に寄附金が届きます(寄附先のNPOを指定しない寄附については、第三者委員会で支援先、支援内容を決定します)
- 情報発信力の弱いNPOの発信力を補い、訴求力を高めます
- 寄附者は寄附税制の優遇措置を受けられます(注)



(注) 寄附税制の優遇措置は、新法人が条例指定法人となるか認定NPO法人となった後から受けられます。

2 認定NPO法人制度

1 認定NPO法人とは

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、所轄庁(県)の認定を受けたものです。

NPO法人の活動が寄附によって活性化することや、寄附文化の浸透を目的として制度化されました。

広く県民から支援を受けている(指標:PST=パブリックサポートテスト)

- 活動や組織運営が適正に行われている
- 法人に関する多くの情報を公開している
- 認定申請書提出日を含む事業年度の初日において、設立日以後1年を超えている

2 認定を受けると、寄附者に関して税制上の優遇措置が受けられます

1 個人が認定NPO法人に対し寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択して受けることができます。

$$(1) \text{所得控除} \quad \text{特定寄附金の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額(A)} \quad \text{※税の軽減額は(A) \times 税率}$$

$$(2) \text{税額控除} \quad (\text{認定NPO法人に対する寄附金の合計額} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

所得金額の40%が限度

所得税額の25%が限度

2 法人が認定NPO法人に対し寄附をした場合は、その寄附金の額は特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。なお、これらの寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

$$\begin{aligned} &\textcircled{O} \text{特別損金算入限度額} \quad (\text{資本金等の額} \times 0.375\%) + (\text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2 \\ &\textcircled{O} \text{一般寄附金の損金算入限度額} \quad (\text{資本金等の額} \times 0.25\%) + (\text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4 \end{aligned}$$

3 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得財産を認定NPO法人に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に連携する寄附をした場合には、原則としてその寄附について相続税が課税されません。

3 長野県内の認定NPO法人 (平成24年10月末現在: 4法人)

長野犯罪被害者支援センター(長野市)、日本チャレンジ・ブレイブ・チャレンジ(松本市)、ACT(白馬村)、侍学園スクオーラ・今人(上田市)

3 効果的な協働のポイント

◎ 協働の5原則（ルール）

協働は、互いの自主性と自立性を尊重しながら、対等な関係の構築を図りつつ進めるべきものです。そのため、次の5原則に従って協働を進めましょう。

【原則1】 目的・目標の共有

【原則2】 各主体の特性・強みの相互理解と尊重

【原則3】 役割の明確化と共有

【原則4】 過程の共有

【原則5】 評価の実施と公開、改善



◎ 創造的協働を生み出すために必要な活動と協働の手段

1 協働を生み出すための活動（アクション）

協働は、関係者の前向きのエネルギーが融合し、それぞれの特性や創意が組み合わさり相乗的に発揮されることによって、創造的なものとなります。こうした協働の実現に向けて必要な活動を実施し、協働を具体化する手段を工夫して取り組みます。

【アクション1】 協働相手と出会う

- ・情報交換・研究会、異業種交流の場を設定し参加します。
- ・自らの施策・取組みの日常的発信と他団体の取組みに関する情報収集を行います。

【アクション2】 協働を提案する

- ・協働のきっかけづくりとして、協働の提案・申し出を、相互に、積極的に行います。

【アクション3】 できる方法を考える

- ・相互連絡、情報の共有、打合せ等を重ねることにより信頼関係を構築します。
- ・既成概念にとらわれず、柔軟な発想に基づきそれぞれの特性・強みを活かせる連携方法を検討します。

【アクション4】 中間支援組織やコーディネーターの支援を活用する

- ・協働相手を探したり、協働相手との信頼関係を築いた上で効果的に取組みを進めたりするため、必要に応じ、中間支援組織（注1）や協働コーディネーター（注2）の支援を活用して取り組みます。

（注1）中間支援組織とは、協働の各主体の間に立ってNPOなどの活動を支援する組織をいいます。

（注2）協働コーディネーターとは、各主体間の特性や違いを越えて協働の関係を作り、取組みを進展させるため、中立の立場で各主体をつなぎ、事業の構築等を支援する人をいいます。

【アクション5】 協議会等を設置して事業連携を進める

- ・協働の場に集う関係者が多い場合は、協働を組織的、継続的に行うための体制づくりが必要です。そのため、協議会、実行委員会等協働の場を設置し、事業に取り組みます。

2 協働を具体化する手段

目的の共有等協働の地盤ができたら、協働の趣旨が生かされ効果が現われるよう相互に協議しながら、具体化の手段を選択して、実施します。

